

# しまね観光案内サインガイドライン

～観光客が快適に旅行できる案内情報の充実に向けて～



島根県

# しまね観光案内サインガイドライン 目次

<b>I</b>	<b>ガイドライン策定の背景と目的</b>	1
1.	ガイドライン策定の背景	1
2.	ガイドライン策定の目的	1
3.	対象とする観光案内サイン	2
(1)	観光案内サインの区分	2
(2)	整備を目指す観光案内板の例	2
(3)	ガイドラインの中で、整備の協力をお願いする観光案内板	5
<b>II</b>	<b>観光案内板の課題整理</b>	6
1.	維持補修に係る課題	6
2.	表記に係る課題	6
3.	設置に係る課題	6
<b>III</b>	<b>観光案内板整備の基本的な考え方</b>	7
1.	ユニバーサルデザイン	7
2.	連続性の確保による円滑な誘導の支援	7
3.	景観への配慮	7
4.	統一性の確保	8
5.	正しい情報の伝達	8
6.	国際化に対応した外国語表記やピクトグラムの活用	8
7.	他の情報伝達手段との連携	8
<b>IV</b>	<b>観光案内板整備の具体的事項</b>	9
1.	基本的な表記方法	9
2.	個別的な事項	9
(1)	言語に関する表記	9
(2)	文字のスケール	13
(3)	ピクトグラム	14
(4)	矢印	15
(5)	色彩	16
(6)	地図案内板の表記	18
(7)	配置計画	18
(8)	設置	19
(9)	点検・管理	22
3.	他の情報伝達手段との連携	22
4.	参考となる文献	23
5.	参考	24
資料 1	標準案内図記号	25

# I ガイドライン策定の背景と目的

---

## 1. ガイドライン策定の背景

- 島根県は、豊かな自然景観や、古き良き歴史・文化に恵まれた地域であり、世界遺産に登録されている石見銀山を始めとして、松江や出雲大社、津和野、隠岐などに多くの観光客が訪れています。また、近年は、台湾、韓国、中国を始めとした東アジア地域や欧米など海外からの旅行者が増加してきています。
- しかしながら、県内の観光案内サインは、表記の不統一やメンテナンス不足から、分かりやすい表示となっていないものが一部にあること、また、外国人観光客に対応したサイン整備が不十分などの課題があり、今後更なる観光案内サインの整備が必要となっています。
- 島根県では、観光立県を実現するため、平成 20 年 3 月に「しまね観光立県条例」を制定し、観光を本県の主要な産業と位置づけ、県の責務として他県や市町村などとの連携による広域観光の促進や観光資源の発掘の支援などを規定するとともに、県民の役割として訪れる人を温かく迎え、地域の文化、歴史、自然などの魅力を守るよう務めることとしました。
- こうした状況を踏まえて、本県の観光振興を図るためには、国内外からの観光客を受け入れる基盤として、円滑な案内や誘導が重要であることから、観光客にとってわかりやすい観光案内サインの整備を目指すため、本ガイドラインを策定したものです。

## 2. ガイドライン策定の目的

- 本ガイドラインは、公共交通機関や自家用車を利用して本県の観光地を訪れ、自家用車や徒歩により観光地を自由に周遊できるようなわかりやすい観光案内サインを整備するために必要な考え方をまとめたものです。
- 策定に当たっては、島根県における観光案内サインの現状把握と課題整理を行い、国土交通省による「**観光活性化標識ガイドライン**」をもとに、今後の観光案内サインの整備に関する基本的なあり方を示したものです。
- 観光案内サインの設置者は、県や市町村等の自治体、観光協会等の公共的団体、民間事業者等多岐に渡ることから、こうした設置者の協力や連携により、統一感の確保や、より分かりやすい観光案内サインの整備が進展することによって、観光客にとって快適な観光地となることを期待するものです。

### 3. 対象とする観光案内サイン

#### (1) 観光案内サインの区分

本ガイドラインでは、観光客が利用する観光案内サインとして、目的別に、「道路標識」、「観光案内板」、「交通機関案内表示」に区分します。このうち「観光案内板」は、大別すると「地図案内板」、「方向案内板」、「名称案内板」に区分されます。(注1)

本ガイドラインでは、以下のサインを対象とします。

##### 【観光客が利用するサインの範囲】

区分	機能等	設置主体	適用
道路標識	方面案内標識等	道路管理者	適用しない
観光案内板 (注2)	地図案内板、方向案内板、名称案内板	県、市町村、観光協会等公共的団体	適用
		民間事業者	協力を要請
交通機関案内表示	方向案内板、誘導表示等	交通事業者等	適用しない(注3)

(注1) 本ガイドラインで用いている用語「案内板」は、「観光活性化標識ガイドライン」で用いている用語の「案内標識」と同じものである。また、「地図案内板」、「方向案内板」、「名称案内板」は、それぞれ「観光活性化標識ガイドライン」で用いている用語の「図解標識」、「指示標識」、「同定標識」と同じものである。

(注2) 道路管理者への占用を含む。

(注3) 公共交通機関における案内表示については、国土交通省により「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」、「公共交通機関における外国語等による情報提供促進措置ガイドライン」が定められている。(24 ページ参照)

#### (2) 整備を目指す観光案内板の例

##### ア 地図案内板 (地図を用いた案内板)

##### a 地域観光案内板、周辺施設案内板

歩行者が目的地へ向かうための情報 (現在地や周辺の施設) を地図により案内する案内板 (市町村や観光協会等により主に市街地の歩道や観光施設に設置されたもの)。



## b 広域観光案内板

広域観光や周遊化・滞在化などを促進するため、主要観光地や道の駅、高速道路SA、その他のパーキングなどに設置され、比較的広域の地図情報と施設案内等が掲載された案内板（主として県が設置）。



## イ 方向案内板

矢印等を用いて目的の施設を案内するもので、道路管理者以外の自治体や公共的団体により設置された案内板



※地図案内板と方向案内板を集約した事例



ウ 名称案内板

観光施設等の名称の表示やおもてなしを表現する案内板



(3) ガイドラインの中で、整備の協力をお願いする観光案内板

ア 民間観光施設の案内板

観光施設への案内として、民間事業者が設置した案内板



## II 観光案内板の課題整理

---

松江市街地、出雲大社周辺、日御碕周辺、旧津和野町市街地エリアにおける歩行者用の観光案内板や、主要観光ルート上の観光案内板を調査した結果、現状の課題としては次のように整理できます。

### 1. 維持補修に係る課題

#### (1) メンテナンスの不足

設置済みの観光案内板によっては、老朽化による盤面の劣化や破損が生じている。また、旧市町村名の表示のまま変更されていないものがある。また、地図を表示した図解案内板については、周辺施設や道路についての古い情報のままとまっているものがある。

#### (2) 周辺環境の整備の不足

観光案内板周辺の植え込みや構造物が適正に管理・配置されていないことなどにより、表示が見えにくくなっているものがある。

### 2. 表示に係る課題

#### (1) 現在地情報の欠如

地図による観光案内板について、現在地の情報が欠如しているものがある。周辺との空間的な関連性や方角の確認、周遊促進のためにも、現在地情報は不可欠と考えられる。

#### (2) 指示標識の距離表示の欠如

矢印で観光施設に誘導する方向案内板はあっても、距離が記載されていないものがある。

#### (3) 外国語表記の不足

外国人観光客の来訪がある観光地において、方向案内板が日本語のみで記載されている場合が多い。

#### (4) ローマ字表記の誤使用

観光地や観光施設名をそのままローマ字表記しており、外国人観光客にとっては案内対象が何を意味しているのか分からない場合がある。日本語標記での統一はもとより、外国語標記の場合の統一も求められる。

### 3. 設置に係る課題

#### (1) 連続性の欠如

目的地に向かうための観光案内板は、ルート上に連続して設置し、継続した案内を行うことが求められるが、連続性が欠如している場合がある。

#### (2) 観光案内板の統一感の欠如等

観光地域内で、案内板のデザインや色彩が統一されていないものや、景観を阻害している場合が見受けられる。また、極めて近い距離の間で別の盤面として観光案内板が設置されている場合がある。

### III 観光案内板整備の基本的な考え方

観光案内板は、観光客が、目的とする観光地・観光施設等への円滑な到達支援を最大の目的として整備する必要があります。

前頁に示したとおり、現状の観光案内板は必ずしもこれを満足させるものとはいえないものも存在します。

そこで、それらの改善及び今後の地方公共団体、民間事業者など、異なる主体による観光案内板の整備に際して、共通の留意すべき事項について、基本となる考え方を示します。

#### ■ 1. ユニバーサル・デザイン

観光案内サインは、多種多様な主体が利用するものであり、その整備にあたってはユニバーサル・デザインの考え方を積極的に導入する必要があります。

ユニバーサル・デザインの定義は下記のとおりです。

「高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること」（出典：大辞泉）

また、これを満たすため、以下の7つの原則があります。

- ① だれにでも公平に利用できること
- ② 使う上で自由度が高いこと
- ③ 使い方が簡単ですぐわかること
- ④ 必要な情報がすぐに理解できること
- ⑤ うっかりミスが危険につながらないデザインであること
- ⑥ 無理な姿勢を取ることなく、少ない力でも楽に使用できること
- ⑦ 近づいたり利用したりするための空間と大きさを確保すること

#### ■ 2. 連続性の確保による円滑な誘導の支援

観光案内板は、「目的とする観光地・観光施設等への円滑な到達支援」という目的を達成するためには、観光ルートの道路上や交差点等において、その連続性を確保しながら設置する必要があります。

したがって、新設・追加等にあたっては、目的地に至るまでの主要なアクセスルート、交差点の位置、既存の案内板の立地状況を踏まえて、その連続性を損なわないよう、かつ設置基数が最小限となるよう配慮する必要があります。

#### ■ 3. 景観への配慮

島根県は、豊かな自然に彩られた個性豊かな景観に溢れています。これらの貴重な景観を守り、育て、次世代に受け継いでいくため、「ふるさと島根の景観づくり条例」を制定しています。この条例に基づき、景観形成上特に重要な地域である宍道湖周辺を宍道湖景観形成地域内として指定し、良好な景観形成の推進を図るとともに、県内全域において、一定規模以上の建造物の建設や開発行為等について、事前に届出してもらうことにより、適切な景観づくりを誘導しています。

また、良好な景観の形成を目的として、「島根県屋外広告物条例」を制定し、観光案内

板を含む屋外広告物について、面積等の基準を定め、設置に当たっては原則として市町村長の許可を受けることとしています。

観光案内板の設置に際しては、島根県が持つ美しい景観を損なわないよう、これら既存施策とも十分に整合を図りながら進めていく必要があります。

また、既述のとおり、同一の標柱に複数の観光案内板が設置されていたり、近距離に複数の案内板が別に設置されている場合などがあり、可能なかぎりこれらを集約・簡素化することで、良好な景観の確保・創出に努めることが求められます。

#### ■ 4. 統一性の確保

ユニバーサル・デザインの観点から、観光案内板の標記内容については、極力統一した表現とする必要があります。利用者である観光客等にとって、最も分かりやすい表現で、日本語のみならず英語など外国語標記についても統一し、誤解を招く表現とならないよう努めることが求められます。

また、異なる設置者であっても、一貫したわかりやすい案内となるように連絡・調整を行うとともに、市町村や観光地域、沿線の統一性に配慮された案内標識とすることが必要です。

#### ■ 5. 正しい情報の伝達

「目的とする観光地・観光施設等への円滑な到達支援」という目的を達成するためには、設置に際して、標記内容に過誤がないか、十分に確認する必要があります。

特に、既存の観光案内板における誤標記は、迅速に修正する必要があります。

また、市町村合併により正式名称が変わった施設の観光案内板がそのまま残されている事例も一部に見受けられます。

#### ■ 6. 国際化に対応した外国語表記やピクトグラムの活用

道路標識や公共交通機関における案内表示においては、日本語、英語（ローマ字）とピクトグラム（図記号）併記を基本とした整備が進んでいます。

観光案内板についても、ユニバーサルデザインの観点から日本語、英語（ローマ字）及びピクトグラムの3種類による表記を基本とし、英語圏以外の外国人観光客が多い地域では、表示が複雑にならないことに留意しつつ、多言語表示を行うことが有効です。

県内においても、歩行者用案内、地図案内についての英語併記や多言語表示（日英中韓）が進みつつありますが、十分に進んでいるとは言えない状況です。

このため、英語・ピクトグラムの併記を基本として、設置場所・表示面の大きさ・外国人観光客の来訪頻度など必要に応じた多言語表示を進めていく必要があります。

#### ■ 7. 他の情報伝達手段との連携

観光案内板で提供できる情報には限度があることから、他の情報提供手段と情報の内容等について、整合を図るとともに、役割を分担して相互に補完しながら、観光情報を効率よく提供していく必要があります。

## IV 観光案内板整備の具体的事項

### 1. 基本的な表記方法

- ユニバーサルデザインの観点から日本語、英語（ローマ字）及びピクトグラムの種類による表記を基本とします。
- また、英語圏以外の外国人観光客が多い観光地では、表示が複雑にならないことに留意しつつ、地域の特性や観光客へのホスピタリティーの観点などから必要と判断される場合には、多言語表記（日本語、英語、中国語、韓国語）の活用を検討を行います。

### 2. 個別的な事項

#### (1) 言語に関する表記

- 観光地や観光施設の名称について、表記内容の統一という観点から、通称や愛称などどれを使用するのかについて、施設管理者と設置者の協議のうえ、設定する必要があります。必要に応じて、利用者や地域住民等の意見を参考にすることも考えられます。
- 多言語化に当たっては、効果的に機能する場所の選定や、必要性の高い情報のみの多言語化など、表示が煩雑にならないことに留意する必要があります。
- 英語表記については、英訳できない固有名詞はヘボン式ローマ字つづりで表記し、固有名詞のみの場合で、ローマ字つづりのみではその意味や機能が外国人には理解できないので、意味が伝わる英語を補足します。
- 日本語や英語（ローマ字）表記の各言語における施設名称等の具体的な表記については、観光施設管理者の協力により明確化し、地域で統一して用いることが必要です。特に、英語（ローマ字）表記については、訳によって表記にぶれが生じることに留意が必要です。

[観光案内板やパンフレットによって、異なる英語表記の例]

- ・松江城 — Matsuejo Castle
- Matsue Castle
- Matsuejo

方向案内板の多言語表記の例（日本語、英語、中国語、韓国）



地図案内板の多言語表記の例

※日本語・英語（ローマ字）表記を基本とし、重要な情報を多言語化（中国語、韓国語）



- 地図案内板では、コンテンツの分量にもよりますが、地図表示を多言語化すると、文字数が多く表示スペースを必要とするため、表示が繁雑となりかえって読みにくくなる場合があります。この場合、重要な情報や凡例を多言語化するなどし、日本語の文字が小さく判読しにくいことがないように留意します。
- 観光地や観光施設の解説板など、表示面の制約から外国語の表示ができない場合、外国語対応の観光パンフレットを活用して相互に補完させながら情報を提供することが重要です。この場合、外国語のパンフレットが入手しやすいよう配慮することが必要です。

### ■日本語表記の基準例

表記の基準	表記の例
原則として国文法、現代かなづかいによる表記を行う。	
正式名称の他に通称がある施設名は地域において統一した名称を使用する。	
表示面の煩雑化を防ぐために、明確に理解される範囲内で省略できる部分を省略する。	東京都 <del>立</del> 日比谷公園
アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、それを用いてもよい。	J R    N T T
数字の表記は、原則として算用数字を用いる。ただし、固有名詞として用いる場合はこの限りではない。また、〇丁目のように地名として用いる場合は漢数字を使用する。	5月5日 第二別館 一番町二丁目
地名、歴史上の人物など読みにくい漢字にはふりがなを付記するなどの配慮を行う。	
紀年は西暦により表記する。必要に応じて日本年号を付記しても良い。	2010年 2010年（平成22年）

### ■英語表記の基本的な考え方

考え方	表記の例
長音を表す「ー」「ゝ」は付さない。また、hは長音を表すためには用いない。	太田町 Otacho 大手町 otemachi
はねる音「ん」はnで表す。	日本橋 Nihonbashi
はねる音を表すnと次にくる母音字又はyとを切り離す必要がある場合は、nの次にハイフンを用いることが望ましい。	新尾頭 Shin-oto 新池町 Shin-ikecho
つまる音は、最初の子音字を重ねて表す。ただし、次のc hが続く場合にはcを重ねずtを用いる	吉根 Kikko 仏地院 Butchiin Temple
地名は発音どおりにヘボン式で表記する。(次ページ参照)	京都 Kyoto    名古屋 Nagoya
普通名詞については、英語により表記する。	千代田橋 Chiyoda Bridge 日比谷公園 Hibiya Park
公園等の名称のうち、慣用上固有名詞の一部として切り離せないものについては、右の例とする。	偕楽園 Kairakuen Park 東照宮 Toshogu Shrine
川、山、湖等の名称の～川、～山、～湖等の部分は、固有名詞の一部として切り離せないものであるため、右の例によるものとする。	木曾川 Kisogawa Riv. 立山 Mt.Tateyama 松本城 Matsumotojo Castle
ただし、既に上記例によらない表記法が定着していると認められるものについては、この限りではない。	富士山 Mt.Fuji 琵琶湖 Lake Biwa

出典：道路標識設置基準（日本道路協会）

■ローマ字（ヘボン式）の綴り

あ	い	う	え	お	が	ぎ	ぐ	げ	ご
a	i	u	e	o	ga	gi	gu	ge	go
か	き	く	け	こ	ざ	じ	ず	ぜ	ぞ
ka	ki	ku	ke	ko	za	ji	zu	ze	zo
さ	し	す	せ	そ	だ	ぢ	づ	で	ど
sa	shi	su	se	so	da	ji	zu	de	do
た	ち	つ	て	と	ば	び	ぶ	べ	ぼ
ta	chi	tsu	te	to	ba	bi	bu	be	bo
な	に	ぬ	ね	の	ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ
na	ni	nu	ne	no	pa	pi	pu	pe	po
は	ひ	ふ	へ	ほ	きゃ		きゅ		きょ
ha	hi	hu	he	ho	kya		kyu		kyo
ま	み	む	め	も	しゃ		しゅ		しょ
ma	mi	mu	me	mo	sha		shu		sho
や		ゆ		よ	ちゃ		ちゅ		ちょ
ya		yu		yo	cha		chu		cho
ら	り	る	れ	ろ	にゃ		にゅ		にょ
ra	ri	ru	re	ro	nya		nyu		nyo
わ					ひゃ		ひゅ		ひょ
wa					hya		hyu		hyo
ん					みゃ		みゅ		みょ
n					mya		myu		myo
					りゃ		りゅ		りょ
					rya		ryu		ryo
					ぎゃ		ぎゅ		ぎょ
					gya		gyu		gyo
					じゃ		じゅ		じょ
					ja		ju		jo
					びゃ		びゅ		びょ
					bya		byu		byo
					ぴゃ		ぴゅ		ぴょ
					pya		pyu		pyo

## (2) 文字のスケール

- 標識令では、非常電話や待避所、駐車場、国道番号などについて、表示板及び文字等の基本寸法が定められています。
- 観光案内板の場合、基本的にこれらに該当しないため、表示する文字の大きさについては、視認性を考慮し、高齢者や弱視者などにも容易に判読することができるよう、可能な限り大きいサイズとする必要があります。
- 設定された文字のスケールを基準として、設置する案内標識の形状、掲載する情報内容や量を調整します。

### ■一般道路に用いる案内標識の文字等の基本寸法

漢字の大きさ	設計速度 70km/h 以上 30cm 40,50,60km/h 20cm 30km/h 以下 10cm
ローマ字の大きさ	大文字：漢字の大きさの 1/2 小文字：大文字の 3/4 程度
距離単位	キロメートル(km)：「k」「m」はローマ字の小文字とする
文字（漢字）の間隔	漢字の大きさの 1/10 以上

出典：道路標識設置基準（日本道路協会）

### ■案内標識（一般道路を除く）の標準的な文字のスケール

視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm 以上	90mm 以上
20mの場合	80mm 以上	60mm 以上
10mの場合	40mm 以上	30mm 以上
4～5mの場合	20mm 以上	15mm 以上
1～2mの場合	9mm 以上	7mm 以上

出典：公共交通機関旅客施設の移動円滑化標識ガイドライン

### ■地図内での標準的な文字のスケール

	和文	英文
凡例部表示	10.5mm	8.0mm
特大サイズ	18.0mm	14.0mm
大サイズ	9.0mm	7.0mm
中サイズ	7.0mm	5.5mm
小サイズ	5.0mm	4.0mm

出典：地図を用いた道路案内標識ガイドブック

### (3) ピクトグラム

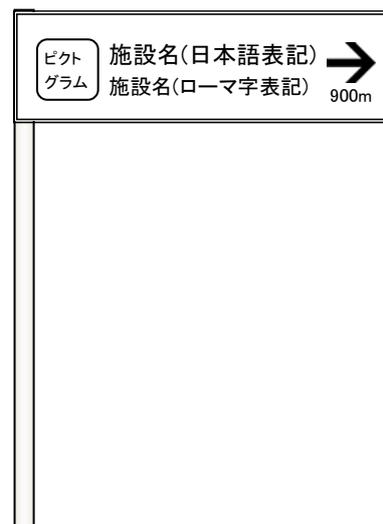
- ピクトグラムは、文章によらず、老若男女はもちろん外国人にも直感的にその意味を伝えることができます。したがって、ユニバーサル・デザインの観点から、観光案内サインにおいて、ピクトグラムを積極的に活用します。
- ピクトグラムについては、国土交通省が設置した一般案内用図記号検討委員会により、平成13年に策定された標準案内用図記号を原則として使用します。なお、この図記号は、平成14年に一部がJIS化されています。
- 固有の観光施設については、独自のピクトグラムを作成し使用することも考えられます。

#### ■標準案内用図記号の例



#### ■ピクトグラムを使用した指示標識の例

- ・ピクトグラム、日本語、英語（ローマ字）表記を基本として、矢印、距離を表示
- ・必要に応じて、多言語化
- ・縦長の単柱タイプの英語表記は、先頭を上にして横書きで垂直方向に表示する。



#### ■標準的に使用されている図記号の例

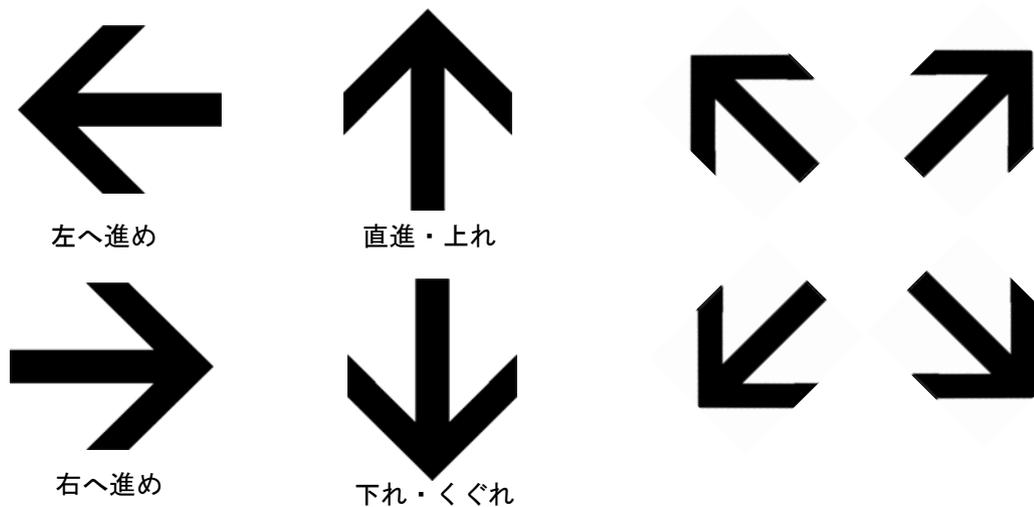


出典：交通エコロジー・モビリティ財団ホームページ

#### (4) 矢印

- 観光案内板に表示する矢印の形状は、シンプルかつ視認性の高いデザインが望まれるため、盤面の形状や、色彩等に十分配慮するものとします。
- 基本的には下図に示すような誘導のための矢印使用が望まれます。また、「↓」を「手前に戻る」という意味で表示することは避けるように注意する必要があります。
- 矢印は、利用者にとって目的地への到達するための経路を決定付けるものであり、その方向を表記するにあたっては細心の注意が必要です。

#### ■矢印表示の使い方



#### ■誤解を招く矢印の例



ともに「次の信号を左折」と表記されているが、矢印は一方が直進、一方が左折を示している。

## (5) 色彩

- 観光案内板の色彩は、高齢者の視力低下や色覚障がい者の方に配慮し、盤面と文字のコントラストを強くする、「青と黒」「黄と白」「赤と緑」など、見づらい色の組み合わせは用いないよう配慮する必要があります。

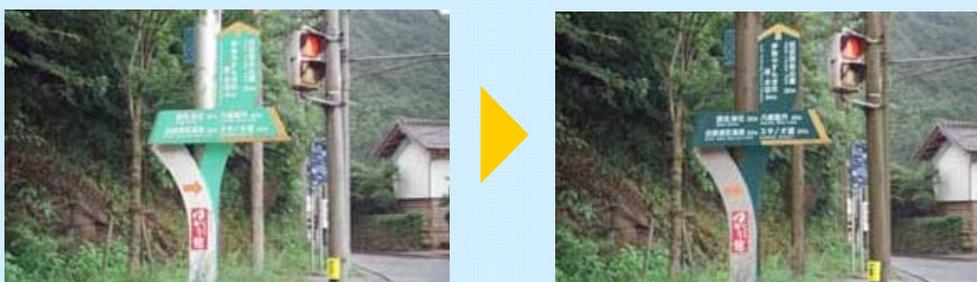
### ■見分けにくい色の組み合わせの例



- 島根県では、「ふるさと島根の景観づくり条例」により規定される施設に対する具体的な色彩指針を「しまね景観色彩ガイドライン」として示しています。地域別の推奨色や景観形成地域における推奨色、色彩の基礎知識などが示されており、観光案内サイン設置に際しても、参考とすることができます。
- 観光案内板については、上記のガイドラインを参考としながら、表示面の色彩を地域で統一する等、景観に配慮しつつ観光情報としての識別性を高めることが必要です。

### 資料：島根県「しまね景観色彩ガイドライン」

#### ■景観色彩ガイドラインを適用し、色彩を変更した例（シミュレーション）



信号柱・電柱の茶系の彩色やサインの明度を落とし、景観に融和させるとともに、文字の読みやすさを高めたシミュレーション事例。

## 【しまね景観色彩ガイドライン】抜粋

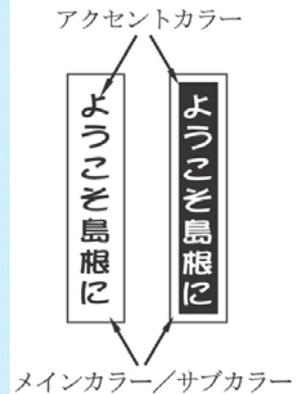
### 2-5 標識及び公共広告

形態、意匠、素材及び色彩については、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、できる限り適正な設置数及び場所として、地域や沿線の統一性に配慮すること。（共通指針）

→表示面のうち、文字やマークにあたる部分を「図」、背景となる部分を「地」とします。（反転文字を使用したときのように、逆転するケースもあります）。広告物の「地」には「メインカラー／サブカラー」の範囲から、「図」は「アクセントカラー」から選定します。

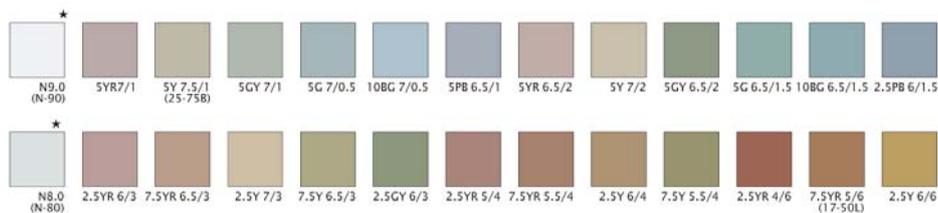
景観性と視認性の両方を考慮して色彩選定を行うようにしましょう。アクセントカラーの範囲に入っていない色彩のマーク等を用いるときは、必ず地色に相当する部分を設け、その部分は「メインカラー／サブカラー」の範囲の色とします。マーク等の図色は、その面積で、地色の2分の1以下を目安にしてください。

交通標識などの身体に安全に関係するものは、ガイドラインの対象外とします。



### ■温泉街のカラーパレットの例示

#### メインカラー

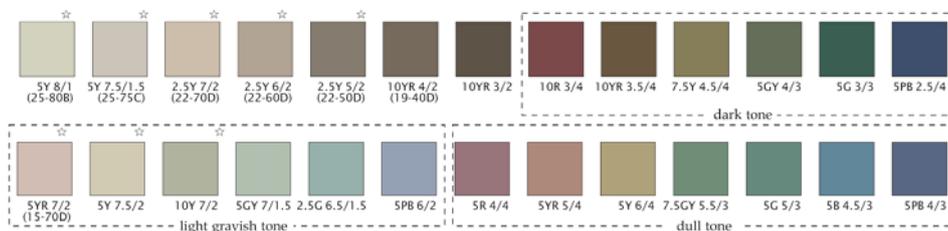


★印：勾配屋根の建築物のみに許容されるメインカラー

#### サブカラー（メインカラーもサブカラーとして用いることができます）

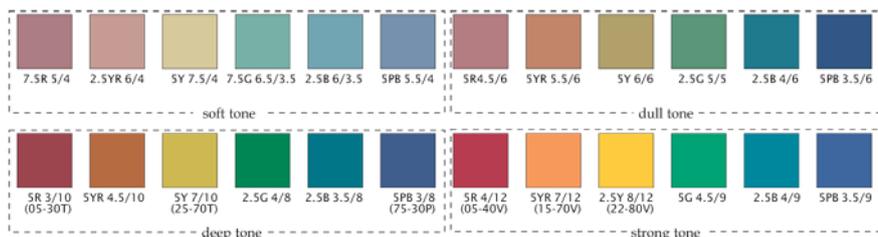


#### リブカラー



直径 400mm 以上の柱は☆印の色から選定

#### アクセントカラー（メインカラー・サブカラー・リブカラーもアクセントカラーとして用いることができます）



## (6) 地図案内板の表記

- 地図案内板の主地図は、国土地理院の地図の基準をもとに、詳細な表示を避けながら正確かつ見やすい地図とします。
- 現在地の表示は最も重要性が高いため、赤で表示することを原則とします。



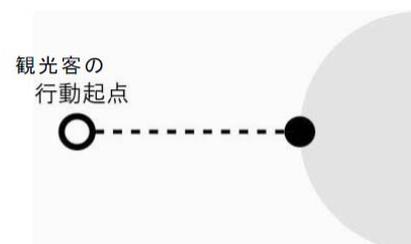
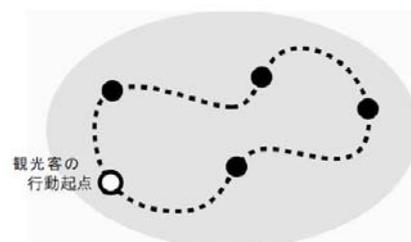
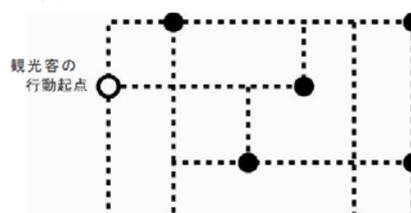
- 利便性の向上のため、距離が分かるスケールや方向の表示を行います。
- デフォルメした地図は、距離などがかえって分かりづらくなることからなるべく使用を控えます。

## (7) 配置計画

- 観光案内板の配置計画立案に際しては、これまでに述べてきた要素を満たしつつ、道路管理者や施設管理者との十分な協議に基づいて行うことが求められます。
- 複数の観光地・観光施設等が近距離に集中している場合や、既存の周遊ルートが設定されている場合などは、これらの要素も加味して誘導ルートを検討・設定することが求められます。
- 観光客の行動起点や主要分岐点を中心に、景観に配慮しつつ過不足のない配置となるよう計画を作成する必要があります。

### ■ 観光客の誘導形態の例

<p><b>○自由アクセス型</b></p> <p>観光資源が複数点在しており、観光客が自由にアクセスできるよう誘導。 主要分岐点を中心にサインを配置し、図解標識を活用しながら情報提供する。</p>
<p><b>○ルート設定型</b></p> <p>観光客をあらかじめ設定された観光ルートに誘導。 観光ルートに沿って指示標識を配置し、主要な分岐点で図解標識による補足を行う。</p>
<p><b>○直接アクセス型</b></p> <p>一定の面的エリアまたは単一の施設等に観光客を誘導。 観光客の行動起点における図解標識とルート上の標識により目的地へ誘導する。</p>

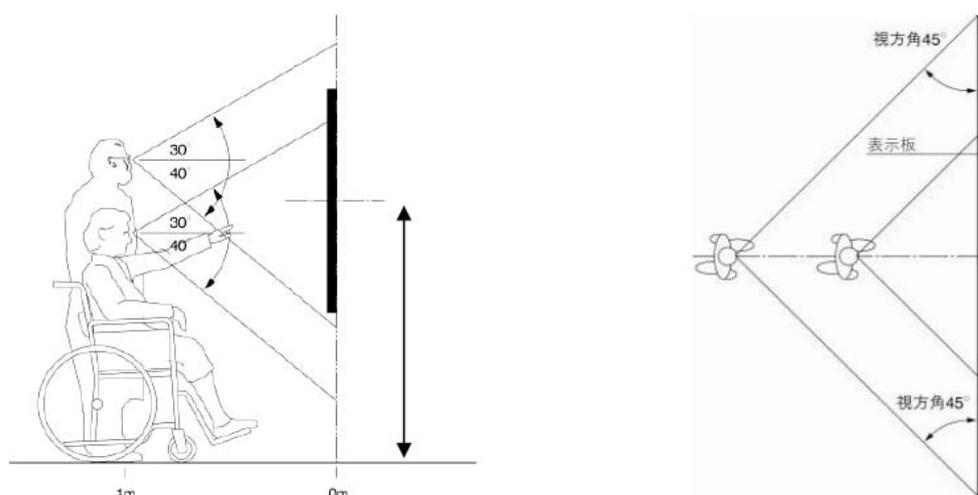


出典：観光活性化標識ガイドライン（国土交通省）

## (8) 設置

- 観光案内板の設置にあたっては、その安全性や見つけやすさ、バリアフリー等への配慮や、島根県屋外広告物条例に基づき、利用者の位置から設置位置までの距離（視距離）に応じて高さや大きさを決定する必要があります。
- 特に安全性の面では、既存案内板への添架を検討する場合、自重や風荷重の増加による基礎への負荷を十分に検証し、構造計算等を行ったうえで設置することが求められます。
- 地図案内板については、景観に配慮して高さを抑えるべき場所においては、地図の表示面を斜めに傾ける形状となりますが、この場合においては、利用者が無理な姿勢とならないよう配慮するとともに、車椅子使用者が地図面に近づいて見えるよう地図面の下に空間を取るなどの配慮が必要です。
- 地図案内板のうち、徒歩圏を詳細に案内するものについては、観光客の行動基点等に必要に応じて設置します。

### ■ 近づいて見る案内板(地図案内板等)の表示面の高さ(左図)及び幅(右図)の考え方



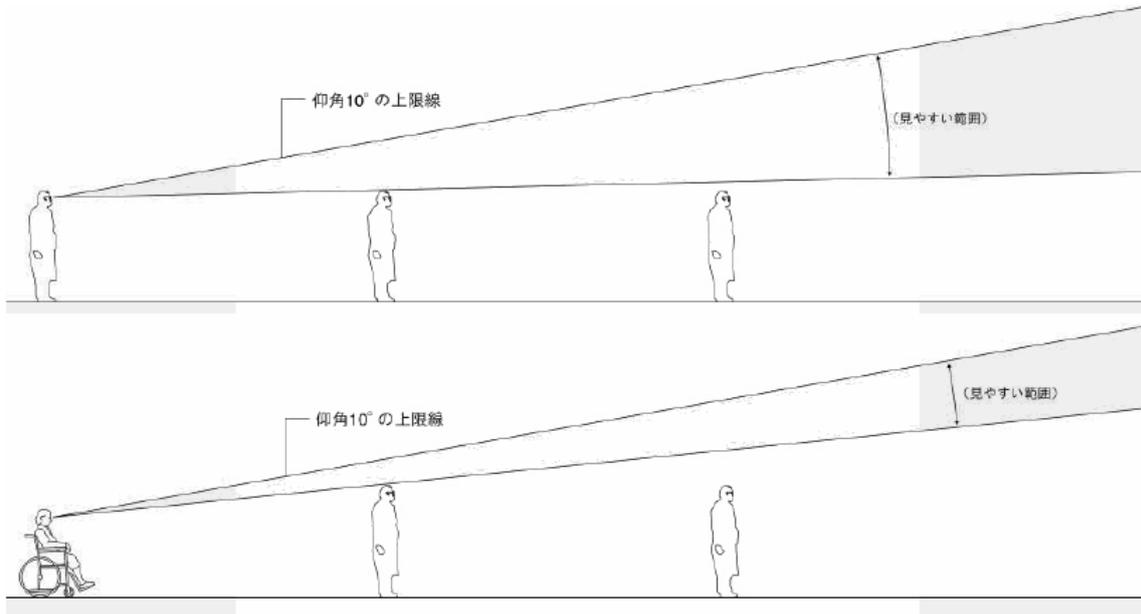
板面中心の高さは、立位の利用者と車いす使用者の視点の中間の高さとされている135cm程度と考えるのが適当。

情報量が多い地図などで、車いす利用者にとって地図上部の判読が困難であると想定される場合は125cm程度とすることが望ましい。

視方角（視軸と視対象のなす角度）が45度以下では表示内容の誤読率が増加して好ましくない。

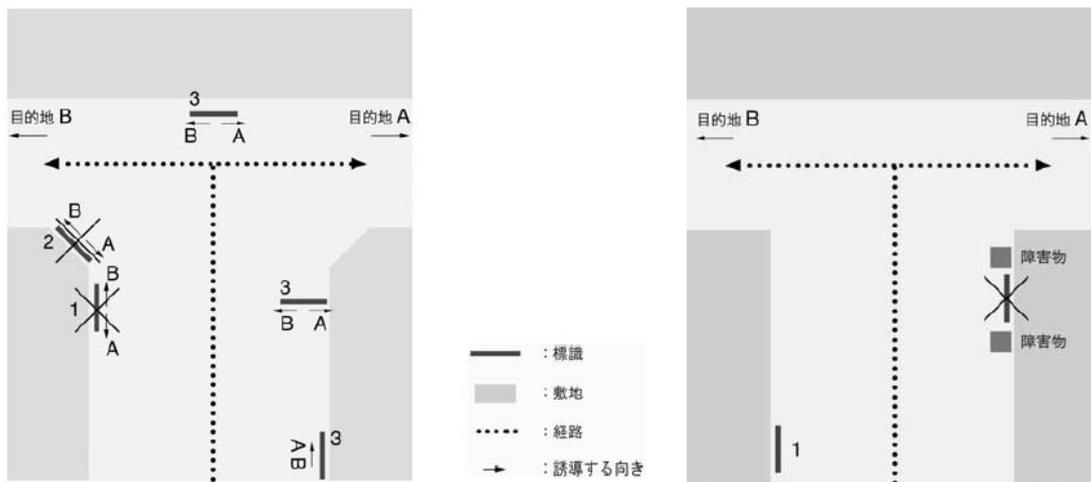
出典：観光活性化標識ガイドライン（国土交通省）

## ■離れて見る案内板の表示面の高さの考え方



出典：観光活性化標識ガイドライン（国土交通省）

## ■方向案内板の設置位置の考え方



### ○交差部の設置位置（a）

できるだけ3の位置に設置することが望ましい。1や2の位置においては、方向が混乱しやすいため、やむをえずこれらの位置の設置する場合は十分な配慮が必要である。

### ○交差部の設置位置（b）

案内板が見つけやすいように障害物の影にならない1の位置に設置する。特に駅周辺等の人通りの多い場所では通行の支障とならないことを前提に、見つけやすい位置に設置することが必要である。

（注）歩道への案内板設置に際しては、道路管理者と十分な協議の上、適正な位置への設置が求められます。

出典：観光活性化標識ガイドライン（国土交通省）

## ■地図案内板の縮尺・向き考え方

### ○徒歩圏を詳細に案内する地図

主地図	範囲	1 km 四方程度
	縮尺	1/600~1/1,000 程度
	向き	標識に向かって前方を上

副地図	範囲	2 km 四方程度
	縮尺	1/5,000~1/8,000 程度
	向き	標識に向かって前方を上

### ○観光エリア全体の概略を案内する地図

範囲	行政区画に関係なく、特定の観光地として認識される範囲
向き	設置状況に応じて適宜

(注) 両方の地図を並べて設置する場合は、設置箇所に応じて適切な向きに統一する。

(注) 地図案内板には、縮尺、方位を記載する。

出典：観光活性化標識ガイドライン（国土交通省）

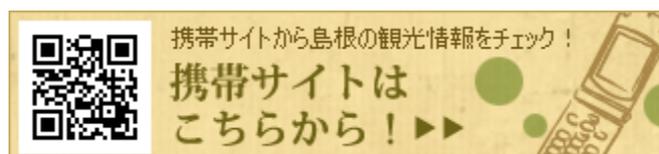
### (9) 点検・管理

- 設置した観光案内板については、適切に点検・管理を行うことが求められます。  
特に、汚損・破損している観光案内板は、利用者に情報を伝達できず、目的地への円滑な誘導を行うことができないことから早急な改善が望まれます。そのため、管理者による定期的な点検実施が重要となります。
- 観光案内板は、外観劣化が避けられないため、良好な設置状態を長く維持するためには、設置段階において、汚損・破損しにくい材質や形状を採用するとともに、情報が古くなることによる不適切な案内を防止するために容易に更新できる構造等を工夫することも重要です。
- 観光案内板には、設置主体や連絡先等を明示しておくことが必要です。

## 3. 他の情報伝達手段との連携

- 観光案内板が提供できる情報は、限られているため、地図や観光パンフレット等の紙媒体、パソコンや携帯電話等の機器、観光案内所や観光ガイド等の多様な情報手段との連携や、使い分けにより相互に補完させることが必要です。
- また、観光パンフレットや観光案内板などに、QRコードを記載し、携帯電話を利用した詳細な観光情報の提供や、紙媒体であるガイドマップに観光施設のマップコード（国内の位置を6～10桁の数字で指定するコード）を記載することで、カーナビゲーションで利用するなどの手法も考えられます。

- ・ マップコードの例                      県立美術館の場合    163 441 708
- ・ QRコードの使用例



- 詳細な情報を提供するには、観光案内所や観光ガイドマップ等が最適な情報伝達手段であり、パンフレット等の定期的な更新や、必要に応じて外国語版の制作が必要です。

#### 4. 参考となる文献

- ① 観光活性化標識ガイドライン（平成 17 年 国土交通省）
- ② 観光地のためのひと目でわかる案内標識計画・設置・管理マニュアル（平成 17 年 観光地域づくり・案内標識研究会）
- ③ 地図を用いた道路案内標識ガイドブック（平成 15 年 （財）道路保全技術センター）
- ④ 道路の移動円滑化ガイドライン（平成 15 年 （財）国土技術開発センター）
- ⑤ 標準案内用図記号ガイドライン（平成 13 年 交通エコロジー・モビリティ財団）
- ⑥ ひと目でわかるシンボルサインー標準案内用図記号ガイドブック（平成 13 年 交通エコロジー・モビリティ財団）
- ⑦ 公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン（平成 13 年 交通エコロジー・モビリティ財団）
- ⑧ 公共交通機関旅客施設のサインシステムガイドブック（平成 14 年 交通エコロジー・モビリティ財団）
- ⑨ 公共交通機関における外国語等による情報提供促進措置ガイドライン（平成 18 年 国土交通省）
- ⑩ 自然公園等公共標識の標準表示例（平成 22 年 環境省）
- ⑪ しまね景観色彩ガイドライン（平成 13 年 島根県）
- ⑫ 島根県屋外広告物条例のあらまし（平成 21 年 島根県土木部都市計画課景観政策室）

## 5. 参考

### ■公共交通機関における外国語等による情報提供について

「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の促進に関する法律」では、概ね以下の要領により、公共交通事業者等に対し、外国語等による情報提供を行うことを求めています。

場所	旅客施設内及び車両等（改札口、構内案内図、運賃表、行先、次停車駅名 等）
内容	外国語等による情報提供（方向指示情報、位置表示情報、利用案内情報、規制情報 等）
手段	文字・図記号または音声による情報提供（案内標識、パンフレット等）
言語	日本語に加え、英語及びピクトグラム使用が基本（加えて地域特性に応じ中国語、韓国語等）

特に、観光庁長官が指定する区間で事業を営んでいる公共交通事業者等にはこれが義務付けられております。その大まかな流れは以下のようになっています。

多数の外国人観光客が利用する区間 又は  
外国人観光客の利用の増加が見込まれる区間  
のうち、国土交通省令で定める要件に該当する区間を観光庁長官が指定



指定された区間において事業を営んでいる公共事業者等は、  
外国語等による情報提供の促進措置を実施するための計画を策定・実施する義務

※ 指定区間において事業を営まない公共交通業者等であっても、上記を実施する努力義務が課されています。

出典：観光庁ホームページ

### 〔JR松江駅構内の外国語による情報提供の例〕

日本語、英語、ピクトグラムを基本として、重要な情報（きっぷうりば、お手洗）を多言語化（中国語、韓国語）



■公共・一般施設 Public Facilities



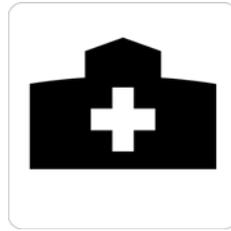
案内所  
Question & answer

※有人の案内施設を  
表す

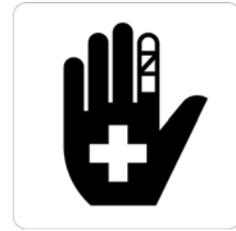


情報コーナー  
Information

※無人の案内施設を  
表す



病院  
Hospital



救護所  
First aid



警察  
Police



お手洗い  
Toilets



男子  
Men



女子  
Women



身障者用設備  
Accessible facility



車椅子スロープ  
Accessible slope



飲料水  
Drinking water



喫煙所  
Smoking area

（備考）

火災予防条例で下記の図記号の使用が規定されている場所には、下記の図記号を使用する必要がある。



■公共・一般施設 Public Facilities



チェックイン / 受付  
Check-in / Reception



忘れ物取扱所  
Lost and found



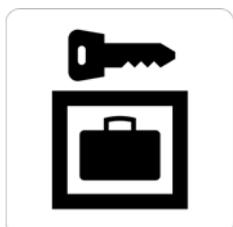
ホテル / 宿泊施設  
Hotel / Accommodation



きっぷうりば / 精算所  
Tickets / Fare adjustment



手荷物一時預かり所  
Baggage storage



コインロッカー  
Coin lockers



休憩所 / 待合室  
Lounge / Waiting room



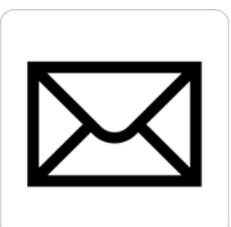
ミーティングポイント  
Meeting point



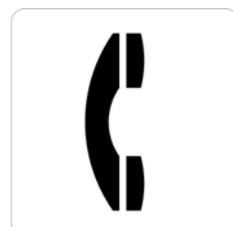
銀行・両替  
Bank, money exchange  
[注](通貨記号差し替え 可)



キャッシュサービス  
Cash service  
[注](通貨記号差し替え 可)



郵便  
Post



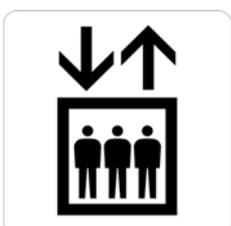
電話  
Telephone



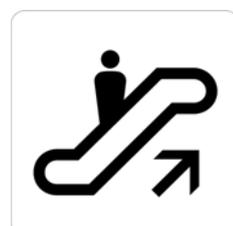
ファックス  
Fax



カート  
Cart



エレベーター  
Elevator



エスカレーター  
Escalator

■公共・一般施設 Public Facilities



階段  
Stairs



乳幼児用設備  
Nursery



クローク  
Cloakroom



更衣室  
Dressing room



更衣室(女子)  
Dressing room (women)



シャワー  
Shower



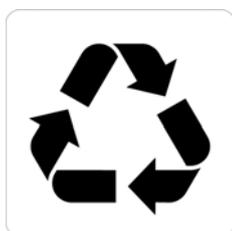
浴室  
Bath



水飲み場  
Water fountain



くず入れ  
Trash box



リサイクル品回収施設  
Collection facility for  
the recycling products

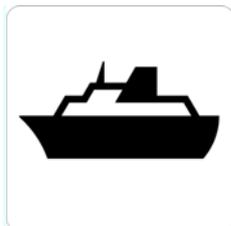
■交通施設 Transport Facilities



航空機 / 空港  
Aircraft / Airport



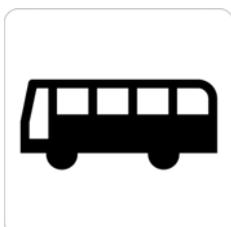
鉄道 / 鉄道駅  
Railway / Railway station



船舶 / フェリー / 港  
Ship / Ferry / Port



ヘリコプター / ヘリポート  
Helicopter / Heliport



バス / バスのりば  
Bus / Bus stop



タクシー / タクシーのりば  
Taxi / Taxi stop



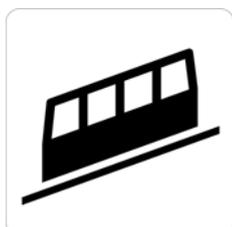
レンタカー  
Rent a car



自転車  
Bicycle



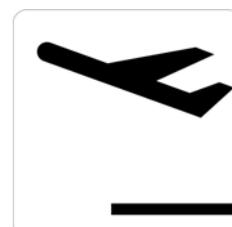
ロープウェイ  
Cable car



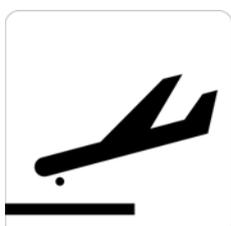
ケーブル鉄道  
Cable railway



駐車場  
Parking



出発  
Departures



到着  
Arrivals



乗り継ぎ  
Connecting flights



手荷物受取所  
Baggage claim



税関 / 荷物検査  
Customs / Baggage check

■交通施設 Transport Facilities

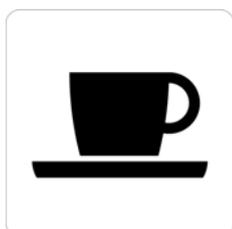


出国手続 / 入国手続 / 検疫 / 書類審査  
Immigration / Quarantine / Inspection

■商業施設 Commercial Facilities



レストラン  
Restaurant



喫茶・軽食  
Coffee shop



バー  
Bar



ガソリンスタンド  
Gasoline station



会計  
Cashier  
[注](通貨記号差し替え 可)



店舗 / 売店  
Shop



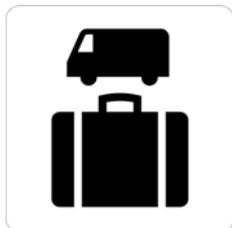
新聞・雑誌  
Newspapers, magazines



薬局  
Pharmacy

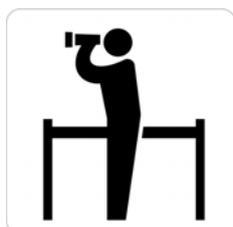


理容 / 美容  
Barber / Beauty salon



手荷物託配  
Baggage delivery service

■観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities



展望地 / 景勝地  
View point



陸上競技場  
Athletic stadium



サッカー競技場  
Football stadium



野球場  
Baseball stadium



テニスコート  
Tennis court



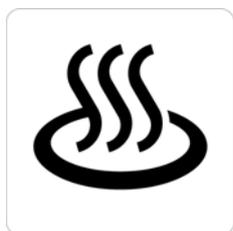
海水浴場 / プール  
Swimming place



スキー場  
Ski ground



キャンプ場  
Camp site



温泉  
Hot spring



公園  
Park



博物館 / 美術館  
Museum



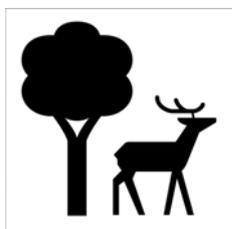
歴史的建造物  
Historical monument



応用例 1  
variant 1



応用例 2  
variant 2



自然保護  
Nature reserve



スポーツ活動  
Sporting activities

■観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities



スカッシュコート  
Squash court



Tバーリフト  
T bar lift



腰掛け式リフト  
Chairlift

■安全 Safety



消火器  
Fire extinguisher



非常電話  
Emergency telephone



非常ボタン  
Emergency call button



非常口  
Emergency exit



広域避難場所  
Safety evacuation area

■禁止 Prohibition



一般禁止  
General prohibition

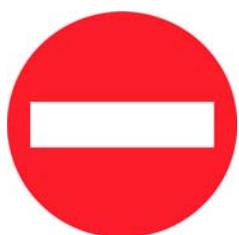


禁煙  
No smoking

(備考)  
火災予防条例で下記の図記号の使用が規定されている場所には、下記の図記号を使用する必要がある。



火気厳禁  
No open flame



侵入禁止  
No entry



駐車禁止  
No parking



自転車乗り入れ禁止  
No bicycles



立入禁止  
No admittance



走るな / かけ込み禁止  
Do not rush



さわるな  
Do not touch



捨てるな  
Do not throw rubbish



飲めない  
Not drinking water



携帯電話使用禁止  
Do not use mobile phones



電子機器使用禁止  
Do not use electronic devices



撮影禁止  
Do not take photographs



フラッシュ撮影禁止  
Do not take flash photographs

■禁止 Prohibition



ベビーカー使用禁止  
Do not use prams

[注](文字による補助表示が必要)



遊泳禁止  
No swimming



キャンプ禁止  
No camping



飲食禁止  
Do not eat or drink here



ペット持ち込み禁止  
No uncaged animals

■注意 Warning



一般注意  
General caution



障がい物注意  
Caution, obstacles



上り段差注意  
Caution, uneven access / up



下り段差注意  
Caution, uneven access / down



滑面注意  
Caution, slippery surface



転落注意  
Caution, drop  
[注](文字による補助表示が必要)



天井に注意  
Caution, overhead



感電注意  
Caution, electricity

■指示 Mandatory



一般指示  
General mandatory



静かに  
Quiet please



左側にお立ちください  
Please stand on the left  
[注](文字による補助表示が必要)



応用例(右側にお立ちください)  
Please stand on the right  
[注](文字による補助表示が必要)



二列並び  
Line up in twos  
[注](文字による補助表示が必要)



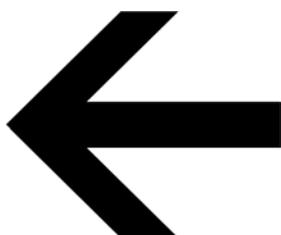
応用例 1(一列並び)  
Line up single file  
[注](文字による補助表示が必要)



応用例 2(三列並び)  
Line up in threes  
[注](文字による補助表示が必要)



応用例 3(四列並び)  
Line up in fours  
[注](文字による補助表示が必要)



矢印  
Directional arrow



安全バーを閉める  
Close safety bar



安全バーを開ける  
Open safety bar



徒歩客は降りる  
Get off



スキースキーの先を上げる  
Raise ski tips



スキーヤーは降りる  
Skiers have to get off

## しまね観光案内サインガイドライン

平成22年9月発行

島根県商工労働部観光振興課

〒690-8501 松江市殿町1番地

Tel.0852-22-5292 Fax.0852-22-5580

E-mail [kankou@pref.shimane.lg.jp](mailto:kankou@pref.shimane.lg.jp)